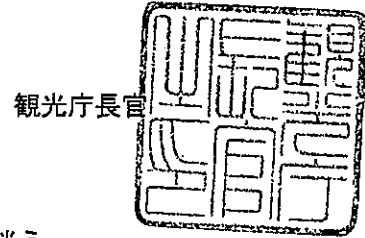


観産第222号

平成21年8月28日

社団法人全国旅行業協会会長 殿



消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う
旅行業法施行規則の一部改正について

「消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）」及び「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号）」が成立し、平成21年9月1日に消費者庁が設置されるとともに、旅行業法（昭和27年法律第239号）の一部規定について観光庁と消費者庁の共管となる。

旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）については、観光庁単管の規定と、観光庁と消費者庁の共管となる規定とに整理することとなり、共管となる規定については、以下に示すとおり、旅行業法施行規則中の規定を削除し、共同命令である「旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成21年内閣府令・国土交通省令第1号）」として新たに制定することとするので、了知するとともに、傘下会員に対して周知徹底するようよろしく取り計らわれたい。

記

新	旧
旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則 （平成21年内閣府令・国土交通省令第1号）	共管となる規定として削除される改正前の旅行業法 施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の条項
第二条（軽微な変更）	第二十四条（軽微な変更）
第三条（取引条件の説明）	第二十五条（取引条件の説明）
第四条（書面の交付を要しない場合）	第二十五条の二（書面の交付を要しない場合）
第五条（書面の記載事項）	第二十五条の三（書面の記載事項）
第六条（情報通信の技術を利用する方法）	第二十五条の四（情報通信の技術を利用する方法）

第七条	第二十五条の五
第八条（書面の交付を要しない場合）	第二十六条（書面の交付を要しない場合）
第九条（書面の記載事項）	第二十七条（書面の記載事項）
第十条（情報通信の技術を利用する方法）	第二十七条の二（情報通信の技術を利用する方法）
第十一条	第二十七条の三
第十二条（広告の表示方法）	第二十八条の二（広告の表示方法）
第十三条（広告の表示事項）	第二十九条（広告の表示事項）
第十四条（誇大表示をしてはならない事項）	第三十条（誇大表示をしてはならない事項）

旅行業法の改正について

1. 旅行業法の概要

旅行業法は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とするものである。

2. 改正の必要性

消費者行政推進基本計画（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において、取引に関する法律は消費者庁が所管することとされ、旅行業法については、

- (1) 行為規制の企画・立案は、消費者庁と国土交通省が行う。
- (2) 登録は、国土交通省が所管し、その情報を消費者庁と共有する。
- (3) 取消・命令等の処分は、国土交通省が所管する。また、消費者庁が、処分について事前協議を受ける仕組みを設ける。さらに、消費者庁は処分について勧告権を持つとともに、勧告に基づく措置について報告を徴取することができることを同法に規定する。
- (4) 検査は、国土交通省が所管する。また、消費者庁は、寄せられた情報をもとに、処分勧告するか否かを判断するため、検査を実施する。
- (5) なお、都道府県が所管する事務については、地方自治法との関係も考慮しつつ、事前協議、勧告、検査の内容を検討する。

とされたところであり、所要の改正を行う必要がある。

3. 改正の概要

(1) 取引に係る行為規制の共管

以下の規定の企画立案については、消費者（旅行者）を当事者の一方とする取引に係る旅行業者に対する行為規制であることから、観光庁と消費者庁の共管とする。

①旅行業約款（第十二条の二）

旅行業者が旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し定める旅行業約款について、観光庁長官の認可を受けなくてよい軽微な変更事項について、国土交通省令・内閣府令（以下「共同省令」という。）で定めることとする。

②標準旅行業約款（第十二条の三）

旅行業者が同一の旅行業約款を定めた場合に前条の認可を受けたものとみなされる標準旅行業約款について、観光庁長官及び消費者庁長官が公示することとする。

③取引条件の説明（第十二条の四）

旅行業者等が旅行者と企画旅行契約等に関し契約を締結しようとするときに取引条件について旅行者に説明すべき事項等について、共同省令で定めることとする。

④書面の交付（第十二条の五）

旅行業者等が旅行者と企画旅行契約等を締結したときに交付すべき書面の記載事項について、共同省令で定めることとする。

⑤企画旅行の広告（第十二条の七）

旅行業者等が企画旅行に参加する旅行者を募集するための公告をするときに表示すべき事項について、共同省令で定めることとする。

⑥誇大広告の禁止（第十二条の八）

旅行業者等が旅行業務について広告するときに著しく事実と相違する表示等をしてはならない事項について、共同省令で定めることとする。

⑦不実告知等の禁止（第十三条第一項第二号）

旅行業者等が旅行業者、運送事業者、宿泊業者等に対し、取引の重要事項について不実告知等をしてはならない旨定めた規定であることから、旅行者に対する行為に限り共管とし、下記（２）の処分に係る事前協議・意見陳述の対象とする。

（２）処分に係る事前協議・意見陳述

①業務改善命令に係る事前協議・意見陳述（第十八条の三第二項・第三項）

②登録の取消し等に係る事前協議・意見陳述（第十九条第三項）

上記（１）の共管となる規定に違反した場合において、観光庁長官が業務改善命令、登録の取り消し等を行う場合の消費者庁長官への事前協議を規定する。

また、消費者庁長官は、観光庁長官に対し、業務改善命令、登録の取り消し等に関し意見を述べるができることとする。

(3) 消費者庁長官による立入検査等

①報告徴収及び立入検査（第二十六条第二項、第四項及び第七項）

消費者庁長官による報告徴収及び立入検査を規定するとともに、これらを行う場合の観光庁長官への事前協議を規定する。

②消費者庁長官への資料提供等（第二十六条の二）

消費者庁長官は、観光庁長官に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができることとする。

(4) 経過措置

処分等に関する経過措置の規定により、旧法に基づき観光庁長官が行った標準旅行業約款の公示を新法に基づき観光庁長官及び消費者庁長官が行ったものとみなすこととする。

改 正 案

現 行

（旅行業約款）

第十二条の二 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。国土交通省令・内閣府令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（標準旅行業約款）

第十二条の三 観光庁長官及び消費者庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、旅行業者が、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定め、又は現に定めている旅行業約款を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、その旅行業約款については、前条第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

（取引条件の説明）

第十二条の四 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定める

（旅行業約款）

第十二条の二 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（標準旅行業約款）

第十二条の三 観光庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、旅行業者が、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定め、又は現に定めている旅行業約款を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、その旅行業約款については、前条第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

（取引条件の説明）

第十二条の四 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところによ

ところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

2 旅行者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令・内閣府令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 旅行者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該旅行者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第十二条の五 旅行者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令・内閣府令で定める場合を除き、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

2 旅行者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令

り、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

2 旅行者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 旅行者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該旅行者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第十二条の五 旅行者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

2 旅行者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令

で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、同項の国土交通省令・内閣府令で定める事項を通知する措置又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を取得させる措置であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(企画旅行の広告)

第十二条の七 旅行者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、当該企画旅行を実施する旅行者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、第十二条の十の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務を行う者の同行の有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を表示してしなければならない。

(誇大広告の禁止)

第十二条の八 旅行者等は、旅行業務について広告をするときは、広告された旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような

で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を取得させる措置であつて国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(企画旅行の広告)

第十二条の七 旅行者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該企画旅行を実施する旅行者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、第十二条の十の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務を行う者の同行の有無その他の国土交通省令で定める事項を表示してしなければならない。

(誇大広告の禁止)

第十二条の八 旅行者等は、旅行業務について広告をするときは、広告された旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をして

表示をしてはならない。

(業務改善命令)

第十八条の三 (略)

2 観光庁長官は、旅行業者等が第十二条の二第三項、第十二条の四第一項若しくは第二項、第十二条の五第一項、第十二条の七、第十二条の八又は第十三条第一項(第二号に掲げる行為のうち旅行者に対する行為に係る部分に限る。)の規定に違反した場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、消費者庁長官に協議しなければならぬ。

3 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、第一項の規定による命令(前項に規定する規定に違反した旅行業者等に対するものに限る。)に関し、必要な意見を述べることができる。

4 前二項の規定は、第二十四条の規定により、第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合には、適用しない。

(登録の取消し等)

第十九条 (略)

2 (略)

3 第六条第二項の規定は前二項の規定による処分について、前条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による処分について、それぞれ準

はならない。

(業務改善命令)

第十八条の三 (略)

(登録の取消し等)

第十九条 (略)

2 (略)

3 第六条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

用する。

(聴聞の特例)

第二十三条の二 観光庁長官は、第十八条の三第一項(第一号を除く。)の規定による処分又は第十九条第一項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 観光庁長官は、第十八条の三第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3・4 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十六条 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、旅行者等、第十二条の十一第一項の登録を受けた者、旅行業協会又は第二十五条の団体に、その業務に関し、報告をさせることができる。

2 消費者庁長官は、第十八条の三第三項(第十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による意見を述べるため必要があると認めるときは、第十八条の三第三項に規定する旅行者等に、その業務に関し、報告をさせることができる。

(聴聞の特例)

第二十三条の二 観光庁長官は、第十八条の三(第一号を除く。)の規定による処分又は第十九条第一項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 観光庁長官は、第十八条の三又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3・4 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十六条 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、旅行者等、第十二条の十一第一項の登録を受けた者、旅行業協会又は第二十五条の団体に、国土交通省令で定める手続に従い、その業務に関し、報告をさせることができる。

3| (略)

4| 消費者庁長官は、第十八条の三第三項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べるため特に必要があると認めるときは、その職員に第十八条の三第三項に規定する旅行者等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

5| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

6| 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

7| 消費者庁長官は、第二項の規定による報告をさせ、又は第四項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、観光庁長官に協議しなければならない。

8| 第一項及び第二項の規定による報告の手續並びに第五項の規定による証票の様式は、国土交通省令又は内閣府令で定める。

(消費者庁長官への資料提供等)

第二十六条の二 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に

2| (略)

3| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

4| 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(新設)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に

処する。

一〇十五 (略)

十六 第十八条の三第一項の規定による命令に違反した者

十七 第二十六条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第二十六条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

処する。

一〇十五 (略)

十六 第十八条の三の規定による命令に違反した者

十七 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第二十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

改 正 案

現 行

（情報通信の技術を利用する方法）

（情報通信の技術を利用する方法）

第一条 旅行業者等は、旅行業法（以下「法」という。）第十二条の四第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、旅行者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第一条 旅行業者等は、旅行業法（以下「法」という。）第十二条の四第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、旅行者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

2 (略)

（都道府県が処理する事務）

（都道府県が処理する事務）

第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五第四項及び第二十二條の二十二第二項において準用する第十八条第二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行業者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五第四項及び第二十二條の二十二第二項において準用する第十八条第二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第二項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行業者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

254 (略)

254 (略)

○旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則・旅行業法施行規則対照表

(傍線の部分は改正・変更部分)

<p>旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則</p>	<p>旅行業法施行規則(改正案)</p>	<p>旅行業法施行規則 (昭和四十六年運輸省令第六十一号)(現行)</p>
<p>(用語) 第一条 この命令において使用する用語は、旅行業法(以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p>		
<p>(軽微な変更) 第二条 法第十二条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。 一 保証社員である旅行者の旅行業約款にあつては、次に掲げる事項の変更 イ その所属する旅行業協会の名称又は所在地 ロ その者に係る弁済業務保証金からの弁済限度額 二 保証社員でない旅行者の旅行業約款にあつては、営業保証金を供託している供託所の名称又は所在地の変更 三 保証社員でない旅行者が保証社員となつた場合における旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)第二十三条第七号に掲げる事項を同条第六号に掲げる事項に改める変更 四 保証社員である旅行者が保証社員でなくなつた場合における旅行業法施行規則第二十三条第六号に掲げる事項を同条第七号に掲げる事項に改める変更</p>	<p>第二十四条から第二十七条の三まで 削除</p>	<p>(軽微な変更) 第二十四条 法第十二条の二第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。 一 保証社員である旅行者の旅行業約款にあつては、次に掲げる事項の変更 イ その所属する旅行業協会の名称又は所在地 ロ その者に係る弁済業務保証金からの弁済限度額 二 保証社員でない旅行者の旅行業約款にあつては、営業保証金を供託している供託所の名称又は所在地の変更 三 保証社員でない旅行者が保証社員となつた場合における前条第七号に掲げる事項を同条第六号に掲げる事項に改める変更 四 保証社員である旅行者が保証社員でなくなつた場合における前条第六号に掲げる事項を同条第七号に掲げる事項に改める変更</p>
<p>(取引条件の説明) 第三条 法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。 一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項 イ 企画旅行を実施する旅行者(以下「企画者」という。)の氏名又は名称 ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨 ハ 旅行の目的地及び出発日その他の日程 ニ 旅行者が旅行者等に支払うべき対価及びその收受の方法 ホ 旅行者が二に掲げる対価によつて提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容 ヘ ニに掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であつて旅行者が通常必要とするもの ト 企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)の参加者数があらかじめ企画者が定め</p>		<p>(取引条件の説明) 第二十五条 法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。 一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項 イ 企画旅行を実施する旅行者(以下「企画者」という。)の氏名又は名称 ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨 ハ 旅行の目的地及び出発日その他の日程 ニ 旅行者が旅行者等に支払うべき対価及びその收受の方法 ホ 旅行者が二に掲げる対価によつて提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容 ヘ ニに掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であつて旅行者が通常必要とするもの ト 企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施</p>

る人員数を下回つた場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数

チ 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項

リ 契約の変更及び解除に関する事項

又 責任及び免責に関する事項

ル 旅行中の損害の補償に関する事項

ヲ 旅行に参加する資格を定める場合にあつては、その旨及び当該資格

ワ 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあつては、その旨及び当該情報

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 契約を締結する旅行者の氏名又は名称

ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨

ハ 旅行業務の取扱いの料金に関する事項

ニ 前号ハからヘまで及びチからワまでに掲げる事項

三 法第二條第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第一号ニ及びホに掲げる事項

（書面の交付を要しない場合）

第四條 法第十二條の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、旅行者等が対価と引換えに法第十二條の五に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合とする。

（書面の記載事項）

第五條 法第十二條の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地（外務員が書面を交付する場合にあつては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地）

ニ 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨

ホ 第三條第一号ハからワまでに掲げる事項

するものに限る。）の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回つた場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数

チ 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項

リ 契約の変更及び解除に関する事項

又 責任及び免責に関する事項

ル 旅行中の損害の補償に関する事項

ヲ 旅行に参加する資格を定める場合にあつては、その旨及び当該資格

ワ 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあつては、その旨及び当該情報

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 契約を締結する旅行者の氏名又は名称

ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨

ハ 旅行業務の取扱いの料金に関する事項

ニ 前号ハからヘまで及びチからワまでに掲げる事項

三 法第二條第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第一号ニ及びホに掲げる事項

（書面の交付を要しない場合）

第二十五條の二 法第十二條の四第二項の国土交通省令で定める場合は、旅行者等が対価と引換えに法第十二條の五に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合とする。

（書面の記載事項）

第二十五條の三 法第十二條の四第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地（外務員が書面を交付する場合にあつては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地）

ニ 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 契約を締結する旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨並びに当該旅行者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 第三条第一号ハからヘまで及びチからワまで、同条第二号ハ並びに前号ハ及びニに掲げる事項

三 法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあっては、第三条第一号二及びホに掲げる事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第六条 法第十二条の四第三項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織（旅行者等の使用に係る電子計算機と旅行者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。）を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

イ 旅行者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該旅行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 旅行者の使用に係る電子計算機に記載事項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限る。次項第二号において「顧客ファイル」という。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

一 前項第一号イ又はロに掲げる方法にあっては、旅行者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することが

ホ 第二十五条第一号ハからワまでに掲げる事項

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 契約を締結する旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨並びに当該旅行者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 第二十五条第一号ハからヘまで及びチからワまで、同条第二号ハ並びに前号ハ及びニに掲げる事項

三 法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあっては、第二十五条第一号二及びホに掲げる事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十五条の四 法第十二条の四第三項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織（旅行者等の使用に係る電子計算機と旅行者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十五条の五第二項において同じ。）を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

イ 旅行者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該旅行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 旅行者の使用に係る電子計算機に記載事項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限る。次項第二号において「顧客ファイル」という。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

一 前項第一号イ又はロに掲げる方法にあっては、旅行者がフ

できるものであること。

二 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した日の翌日から起算して二年を経過した日（同日以前に当該旅行に関するサービスについて苦情の申出があつたときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日）を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

第七条 旅行業法施行令（以下「令」という。）第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第一項に掲げる方法のうち旅行者等が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

2 令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 旅行者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行者等の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 前条第一項第二号に掲げる方法

（書面の交付を要しない場合）

第八条 法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について旅行者と契約を締結した場合とする。

（書面の記載事項）

第九条 法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項
イ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 第三条第一号ハからトまで及びリからワまで並びに第五条第一号イ、ハ及びニに掲げる事項

ハ 契約締結の年月日

ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものであること。

二 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した日の翌日から起算して二年を経過した日（同日以前に当該旅行に関するサービスについて苦情の申出があつたときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日）を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

第二十五条の五 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第一項に掲げる方法のうち旅行者等が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

2 令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 旅行者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行者等の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 第二十五条の四第一項第二号に掲げる方法

（書面の交付を要しない場合）

第二十六条 法第十二条の五第一項の国土交通省令で定める場合は、法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について旅行者と契約を締結した場合とする。

（書面の記載事項）

第二十七条 法第十二条の五第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項
イ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 第二十五条第一号ハからトまで及びリからワまで並びに

ニ 旅程管理業務を行う者が同行しない場合に於ては、旅行地における企画者との連絡方法

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合に於ては、次に掲げる事項

イ 契約を締結した旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結した場合に於ては、その旨並びに当該旅行者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 第三条第一号ハからヘまで及びリからワまで、同条第二号ハ、第五条第一号ハ及びニ並びに前号ハに掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)

第十条 法第十二条の五第二項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、第六条第一項に掲げる方法とする。

2 第六条第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

第十一条 第七条第一項の規定は令第二条において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第七条第二項の規定は令第二条において準用する令第一条の承諾等について、それぞれ準用する。

(広告の表示方法)

第十二条 旅行者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、次に定めるところにより行わなければならない。

一 企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合に於ては、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること。

二 旅行者が旅行者等に支払うべき対価が当該企画旅行の出發日より異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示すること。

(広告の表示事項)

第十三条 法第十二条の七の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

二 旅行の目的地及び日程に関する事項

三 旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項

四 旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項

五 旅程管理業務を行う者の同行の有無

第二十五条の三第一号イ、ハ及びニに掲げる事項

ハ 契約締結の年月日

ニ 旅程管理業務を行う者が同行しない場合に於ては、旅行地における企画者との連絡方法

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合に於ては、次に掲げる事項

イ 契約を締結した旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結した場合に於ては、その旨並びに当該旅行者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 第二十五条第一号ハからヘまで及びリからワまで、同条第二号ハ、第二十五条の三第一号ハ及びニ並びに前号ハに掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十七条の二 法第十二条の五第二項の国土交通省令で定める方法は、第二十五条の四第一項に掲げる方法とする。

2 第二十五条の四第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

第二十七条の三 第二十五条の五第一項の規定は令第二条において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第二十五条の五第二項の規定は令第二条において準用する令第一条の承諾等について、それぞれ準用する。

(広告の表示方法)

第二十八条の二 旅行者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、次に定めるところにより行わなければならない。

一 企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合に於ては、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること。

二 旅行者が旅行者等に支払うべき対価が当該企画旅行の出發日より異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示すること。

(広告の表示事項)

第二十九条 法第十二条の七の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

二 旅行の目的地及び日程に関する事項

三 旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項

(削る)

第二十九条及び第三十条 削除

- 六 企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
- 七 法第十二条の四に規定する取引条件の説明を行う旨（第三十一条第一号に規定する事項を表示して広告する場合を除く。）

（誇大表示をしてはならない事項）

- 第十四条 法第十二条の八の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項
 - 二 旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項
 - 三 感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項
 - 四 旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項
 - 五 旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項
 - 六 旅行中の旅行者の負担に関する事項
 - 七 旅行者に対する損害の補償に関する事項
 - 八 旅行者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）
第三十七条の五（略）

- 一（略）
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2（略）

（手数料）
第四十一条 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）第四条に規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第一項の更新の登録、法第十一条の三第一項の試験の受験又は法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

2・3（略）

- 四 旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項
- 五 旅程管理業務を行う者の同行の有無
- 六 企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
- 七 法第十二条の四に規定する取引条件の説明を行う旨（第二十五条第一号に規定する事項を表示して広告する場合を除く。）

（誇大表示をしてはならない事項）

- 第三十条 法第十二条の八の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項
 - 二 旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項
 - 三 感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項
 - 四 旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項
 - 五 旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項
 - 六 旅行中の旅行者の負担に関する事項
 - 七 旅行者に対する損害の補償に関する事項
 - 八 旅行者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）
第三十七条の五（略）

- 一（略）
- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2（略）

（手数料）
第四十一条 令第四条に規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第一項の更新の登録、法第十一条の三第一項の試験の受験又は法第十二条の二十七第一項の研修の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

2・3（略）

(身分証券の様式)
第五十七条 法第二十六条第五項の身分を示す証券の様式は、第
十六号様式とする。

第十六号様式 (別紙)

(身分証券の様式)
第五十七条 法第二十六条第三項の身分を示す証券の様式は、第
十六号様式とする。

第十六号様式 (別紙)